3 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		准看護師の場合	事業所と同一建物に居住する利用者 30人以上にサービスを行う場合	夜間若しくは早朝の場合 マは深夜の場合	2人以上による介護予防訪問看護を行う場合	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	特別地域介護予防訪 問看護加算	中山間地域等におけ る小規模事業所加算	中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算	緊急時介護予防訪問 看護加算(※)	特別管理加算
イ 指定介護予 防訪問看護ス テーションの場 合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による 訪問を行った場合算定可能 (316単位)	×90/100		夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の 場合 +254単位 30分以上の 場合 +402単位	+300単位	+15/100	+10/100	+5/100		
	(2) 30分未満 (472単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (830単位)									1月につき +540単位	
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1, 138単位)										1月につき
	(5) 理学療法士等の場合 (316単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100		×90/100								(I)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位
ロ 病院又は診 療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による 訪問を行った場合算定可能 (255単位)	×90/100								1月につき	1 2004 12
	(2) 30分未満 (381単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (550単位)									+290単位	
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (811単位)					+300単位					
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)											
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)											
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)											

[:] 特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目 ※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

4 介護予防訪問リハビリテーション費

	基本音	部分	注 事業所と同一の建 物に居住する利用 者30人以上にサー ビスを行う場合	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	注 短期集中リハビリ テーション実施加算	注 訪問介護計画を作成する上での必要 な指導及び助言を 行った場合
イ 介護予防 訪問リハビリ テーション費	病院又は診療所 の場合	1回につき 305単位	×90/100	+5/100	退院(所)日又は新たに要支援認定を受けた日から3月以内 中200単位	1回につき +300単位 (3月に1回を限度)
	介護老人保健施設 の場合	7回に グき 305年位				
ロ サービス提供	ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)					

5 介護予防居宅療養管理指導費

	基本基	注	
	(1) 介護予防居宅療養 管理指導費(I) ((2)以外)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (500単位) (二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (450単位)	
イ 医師が行う 場合 (月2回を限度)	(2) 介護予防居宅療養 管理指導費(II) (在宅時医学総合管理料 又は特定施設入居時等医 学総合管理料を算定する 場合)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に 対して行う場合 (290単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (261単位)	
ロ 歯科医師が	(一) 同一建物居住者以外の	利用者に対して行う場合 (500単位)	
行う場合 (月2回を限度)	(二) 同一建物居住者に対して	行う場合(同一日の訪問) (450単位)	
ハ薬剤師が	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (550単位) (二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (385単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用 者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤 の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った 場合 +100単位
行う場合	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (500単位) (二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (350単位)	
管理栄養士が行う場合 が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外 (2) 同一建物居住者に対 (同一日の訪問)	(530単位)	
ホ 歯科衛生士 等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 同一建物居住者以外 (2) 同一建物居住者に対	(350単位)	
	(同一日の訪問) (1) 同一建物居住者以外	(300単位)	注 准看護師が行う場合 ×90/100
へ 保健師、看護師が行う場合	(2) 同一建物居住者に対	して行う場合(同一日の訪問) (360単位)	7307 100

[※] ハ(2)(一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。